



渡名喜村告示第5号

地域計画の公告について

改正基盤法第19条第8項、改正基盤法省令第20条の2に定めるところにより、地域計画を策定しましたので、次のとおり公告する。

令和7年3月11日

渡名喜村長 比嘉 朗



渡名喜村「地域計画(人・農地プラン)」策定業務委託(その2)

業務報告書

令和7年2月

沖縄県土地改良事業団体連合会

目 次

1 業務概要	1
2 実施方針	2
3 実施	5

1. 業務概要

1.1 業務目的

本業務は、『その1業務』で把握した「5～10年後に後継者のいない農地」の図をもとに、農業者等に対して聞き取り調査を行い、村内の概ね10年後の「目標地図」を作成していくとともに、協議の場での意見交換を踏まえ、地域計画案の作成を行っていくことを目標とする。

1.2 業務概要

業務名称：渡名喜村「地域計画(人・農地プラン)」策定業務委託(その2)

業務場所：渡名喜村内

履行期間：令和6年5月1日 ～ 令和7年2月28日

発注者：渡名喜村役場経済課

受注者：沖縄県土地改良事業団体連合会

〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部453-3

TEL 098-888-4511 FAX 098-835-6070

1.3 作業項目

本業務における主な作業項目を以下に示す。

- ①計画・準備
- ②資料収集・整理
- ③関係機関との調整
- ④協議の場の実施(各地区3回)
- ⑤目標地図作成
- ⑥点検とりまとめ
- ⑦報告書作成
- ⑧打ち合わせ

2. 実施方針

本業務の円滑かつ的確な実施を図るため、以下の業務内容、実施方針、実施内容により業務を行う

2.1 資料収集・整理

「発注者」が提供する各種資料の収集、整理を行うものとする。

- ①農地台帳データ(CSV形式)
- ②令和6年度アンケート調査結果
- ③その他関連計画等

2.2 関係機関との調整

以下の関係機関との調整を図るものとする。

【関係機関】

沖縄県、渡名喜村、農業委員会、農地中間管理機構

2.3 協議の場の実施(各地区3回)

「発注者」が招集した「農業者等」に対して概ね10年後の地域における農業の将来の在り方について意見を求め、コーディネートを行う。

<協議内容の例>

- (1)農業の将来の在り方
- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (3)その他農用地の効率的かつ総合的な利用
- (4)その他の対策や取組みについて
 - ①第1回協議の場
地域計画について聞き取りをし、「その1業務」で取りまとめた基本構想と整合性を取りながら地域計画案を作成する。
 - ②第2回協議の場
第1回で収集した情報を基に、現況地図を提示し、目標地図(素案)作成方針に関する情報収集及び意思確認を図るものとする。
 - ③第3回協議の場
第2回で収集した情報を基に、目標地図(素案)を提示し、合意形成を図るものとする。

(5)目標地図の作成

「農業者等」の意向や土地利用の現況を把握し、「発注者」と協議した上で目標地図の作成を行う。目標地図の表現・凡例等は「発注者」の指示に従う。

<目標地図の例>

- ①所有者等の意向状況
 - ②意向調査に基づく現況地図・分析可能な地図作成
 - ③素案の作成方針の確認
 - ④素案作成
- (6)点検とりまとめ
- 農業者等説明会及び各ワークショップで実施した議事録等を纏め、成果品として実施報告書を作成する。

2.4 地域計画案の作成

「農業者等」の意向や土地利用の現況を把握し、「発注者」と協議した上で地域計画案(参考様式第5-1号・5-2号)を作成する。

2.5 説明会の開催支援および公告支援

「関係者」から目標地図案・地域計画案に対する意見聴取(説明会の開催・文書による意見照会など)するための支援を行う。

「農業者等」・「関係者」の意向を反映した地域計画案等を公告するための支援を行う。

2.6 成果品作成

各ワークショップで実施した議事録等を纏め、成果品として実施報告書を作成する。

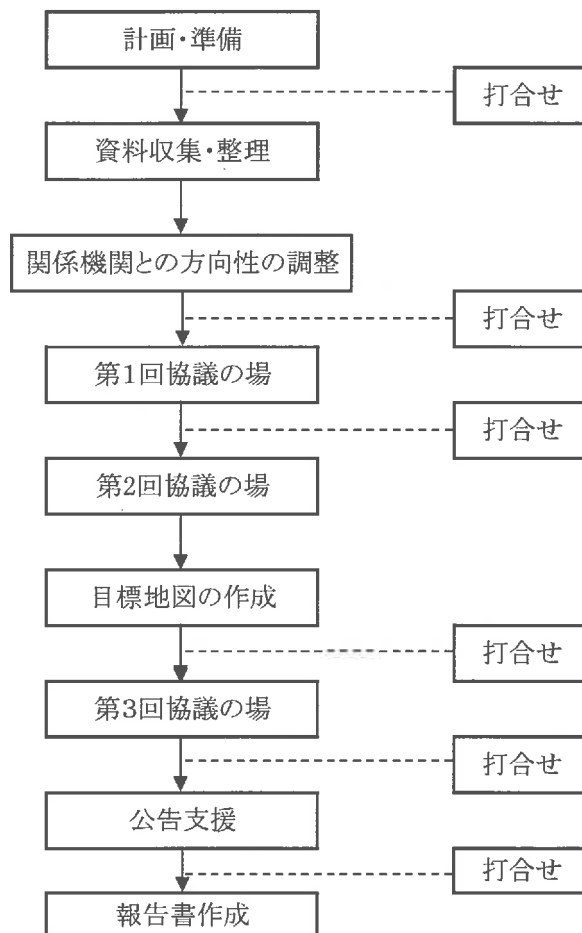
2.7 打合せ(6回)

打合せは、以下の項目について行う。

- a 業務の実施計画
- b 業務の履行状況の確認
- c 各ワークショップの事前調整
- d その他、業務上必要な事項

2.6 実施フロー

業務の実施フローを下図に示す。



3 実施

数量表

作業項目	当初	実施	差
農地の活用に向けた協議の場の運営支援	1式	1式	±0
目標地図案の作成	1式	1式	±0
地域計画案の作成	1式	1式	±0
説明会の開催支援および公告支援	1式	1式	±0
打合せ	6回	6回	±0

3.1 農地の活用に向けた協議の場の運営支援

村内の農業経営者等が参集する話合いの機会(協議の場)を設け、配布資料を作成。
開催回数は2回。

No	配
1	地域計画の説明資料(地域計画とは?)
2	地域計画の対象範囲地図
3	地域計画の様式5-2



図3-2 配布資料の一部

	日付	場所	対象地区
1回目	令和6年9月20日(金)	渡名喜村 多目的活動施設	渡名喜地区
2回目	令和6年11月11日(月)	〃	〃
3回目	令和6年12月16日(月)	〃	〃

1回目開催結果

- ・地域計画素案の概要説明
- ・現状の課題等を確認
鳥害や農業用施設の老朽化箇所等を聞き取り
- ・今後の展望(規模拡大など)も併せて確認
栽培予定の高収益作物等を聞き取り
- ・担う者の対象者について確認。
リストから離農済み、自給的農家については
削除することを確認



2回目開催結果

- ・地域計画(案)の変更箇所概要説明
- ・その1業務で聞き取りした結果を反映した
目標地図案の確認
担う者の耕作箇所・借り受け希望箇所の確認
- ・前回の結果を反映した地域計画案の確認
新たな農家要望を確認



3回目開催結果

- ・地域計画(案)の概要説明
- ・前回の結果を反映した目標地図案の確認
- ・今後のスケジュールを確認



	日付	場所	対象地区	参加者
1回目	令和6年9月20日(金)	渡名喜村 多目的活動施設	渡名喜地区	2名
2回目	令和6年11月11日(月)	〃	〃	2名
3回目	令和6年12月16日(月)	〃	〃	1名

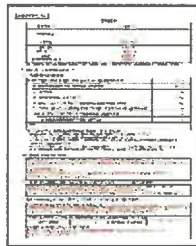
3.2 目標地図案の作成

『協議の場』等の聞き取り調査結果を基に目標地図の素案を作成。



3.3 地域計画案の作成

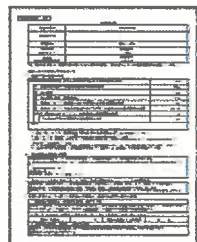
『協議の場』等の聞き取り調査結果を整理し、既存の農振計画等を踏まえながら地域計画案を作成。



3.4 説明会の開催支援および公告支援

地域計画案、目標地図案を作成し、関係機関への意見照会(説明会等)を支援する。

公告資料(地域計画、目標地図)に関係機関の意見も反映する。



地域計画(様式5-2)



目標地図



3.6 打合せ

実施計画や各ワークショップの事前調整など必要に応じて行う。

No	日付	内容	方式
1	令和6年7月4日(木)	初回協議	会議
2	令和6年8月6日(火)	事前協議(第1回協議の場)	WEB会議
3	令和6年11月1日(金)	事前協議(第2回協議の場)	WEB会議
4	令和6年12月16日(月)	事前協議(第3回協議の場)	会議
5	令和7年1月31日(金)	事前協議(意見聴取・公告)	電話・メール
6	令和7年2月26日(水)	最終協議	電話・メール

地域計画

策定年月日	令和7年3月
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	渡名喜村 (356)
地域名 (地域内農業集落名)	渡名喜村 (字渡名喜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	22 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	22 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	22 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.86 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

2020年(令和2年)の総農家数22戸、耕地面積は普通畑22haであり、農家数は少なく、耕地面積は小さい。単純平均(耕地面積÷総農家数)で1戸あたり1haである。耕地面積はこの11年22haで変化がなく、現状維持されている。年齢別世帯員数では65歳以上の割合が60%となっており、高い。耕作放棄地は2015年に販売農家1ha、自給的農家2ha、計3haとなっており、比較的小さい。農業物販売金額1位の部門別経営体数を見ると、2020年では、雑穀・いも類・豆類(実態は、もちキビ)が10経営体であり、他の農業物はない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在栽培を推進しているもちきび・島ニンジン・島らっきょう・ニンニクなどの栽培を引き続き推進していく。併せて農業改良普及センターの指導の下、品種の改良やスイカやたかきび等、新規高収益作物の導入を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

渡名喜村経済課及び農業委員会で連携し、売買・賃貸借の意向の情報を収集し、目標地図に位置付けた者への集積を推進する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	30 %
--------	-----	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現在集団化されている農地は現状を維持し、分散している他の農地に関しても集団化を推進する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
目標地図に位置付けした者に対して集積を進める。 集約化については、農業委員会と連携し、耕作者が主体となって調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手及び認定農業者に対しては、農地中間管理機構(農地バンク)を通して面積の拡大を進める。
(3)基盤整備事業への取組
土地改良事業により、区画整理及びかんがい施設の整備が完了しており、今後は土層改良事業や農業用施設の再整備を行い、耕作条件の改良に務める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
話し合いと合意形成を基に、認定農業者の経営改善、新規農業者の育成等地域の実情に即した経営体の確保、育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①スズメ、ヒヨドリ等の鳥類による農作物への被害軽減のための対策を講じる。
 ②化学肥料から有機肥料への転換に取り組み、対外的要素に左右されない営農環境の構築を目指す。
 ⑦現有する畑かん施設や農道・貯水池等、農業用施設の適切な保全・管理及び長寿命化に取り組み、営農条件の維持・改善に務める。
 ⑩農業を担う者への農地集積及び適切な利用権設定を目標とし、権利関係整理のための相続未登記等解消の呼びかけを行う。
 機械化農業を推進し、農業の省力化に努める。
 耕土の流出対策を施し、農地の保全に務める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者		もちきび	ha	ha	もちきび	2.04 ha	ha	7.9.11.23. 31.42	①
利用者		もちきび・鳥ニンジン	ha	ha	もちきび・鳥ニンジン	0.29 ha	ha	20.35.38. 39.52	②
利用者		もちきび・鳥ニンジン	ha	ha	もちきび・鳥ニンジン	2.71 ha	ha	10.12.13. 18.19.21. 30.41.48. 51.54.60	③
利用者		もちきび	0.03 ha	ha	もちきび	0.26 ha	ha	14.29.33. 37	④
利用者		もちきび	0.06 ha	ha	もちきび	0.39 ha	ha	44.45.49	⑤
利用者		もちきび	ha	ha	もちきび	0.09 ha	ha	36.66	⑥
利用者		もちきび	ha	ha	もちきび	0.56 ha	ha	15.25.32. 59.63	⑦
利用者		もちきび	ha	ha	もちきび	4.19 ha	ha	1.2.3.4.5.6 .8.34.40. 47.55.56. 57	⑧
利用者		もちきび・鳥ニンジン	ha	ha	もちきび・鳥ニンジン	0.79 ha	ha	24.50.53. 61.62.64. 65	⑨
利用者		もちきび・鳥ニンジン	0.05 ha	ha	もちきび・鳥ニンジン	0.49 ha	ha	17.43.46. 58	⑩
利用者		もちきび・鳥ニンジン	ha	ha	もちきび・鳥ニンジン	0.56 ha	ha	16.22.26. 27.28	⑪
計	11経営体		0.14 ha	0 ha		12.37 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

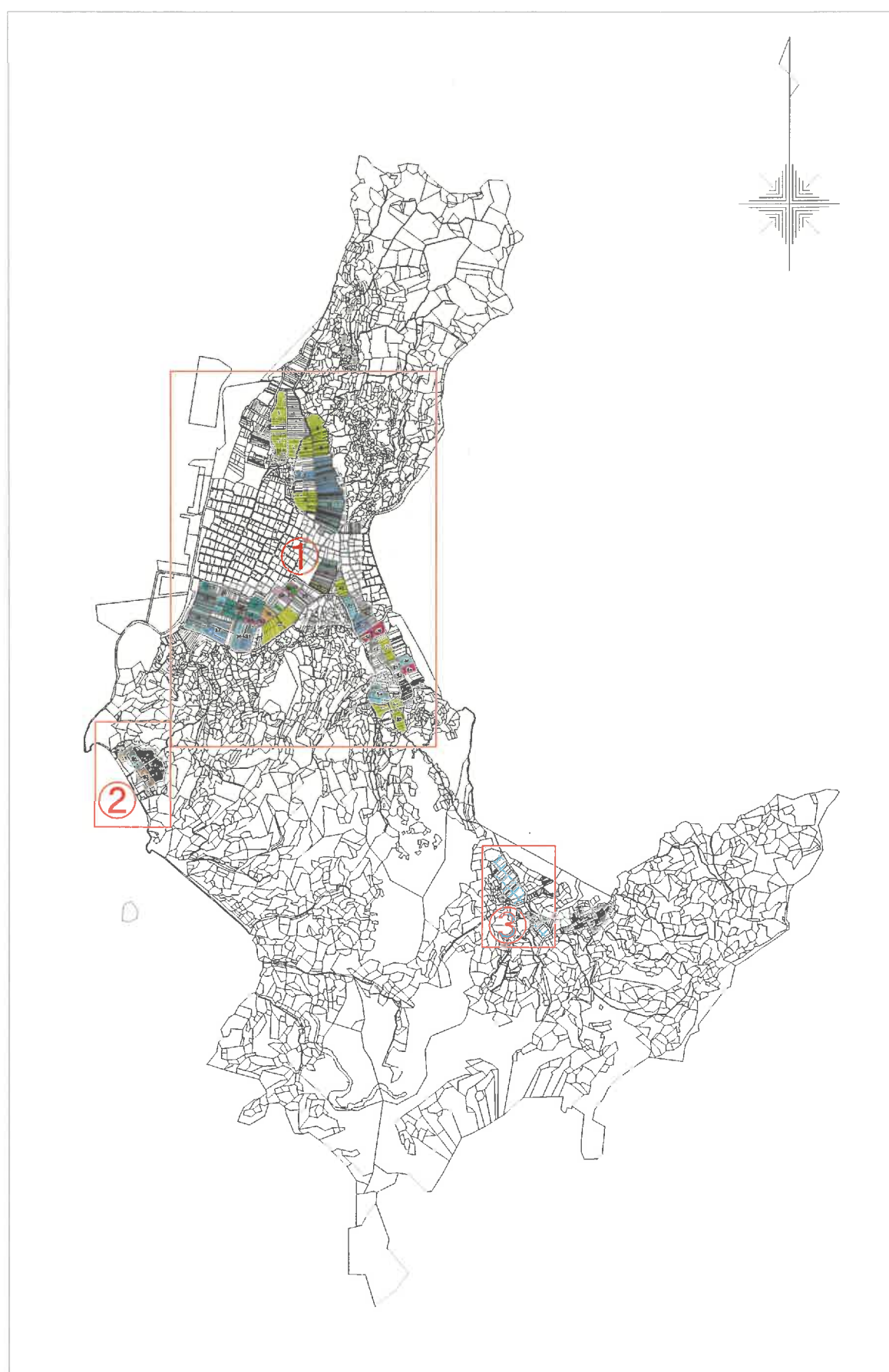
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

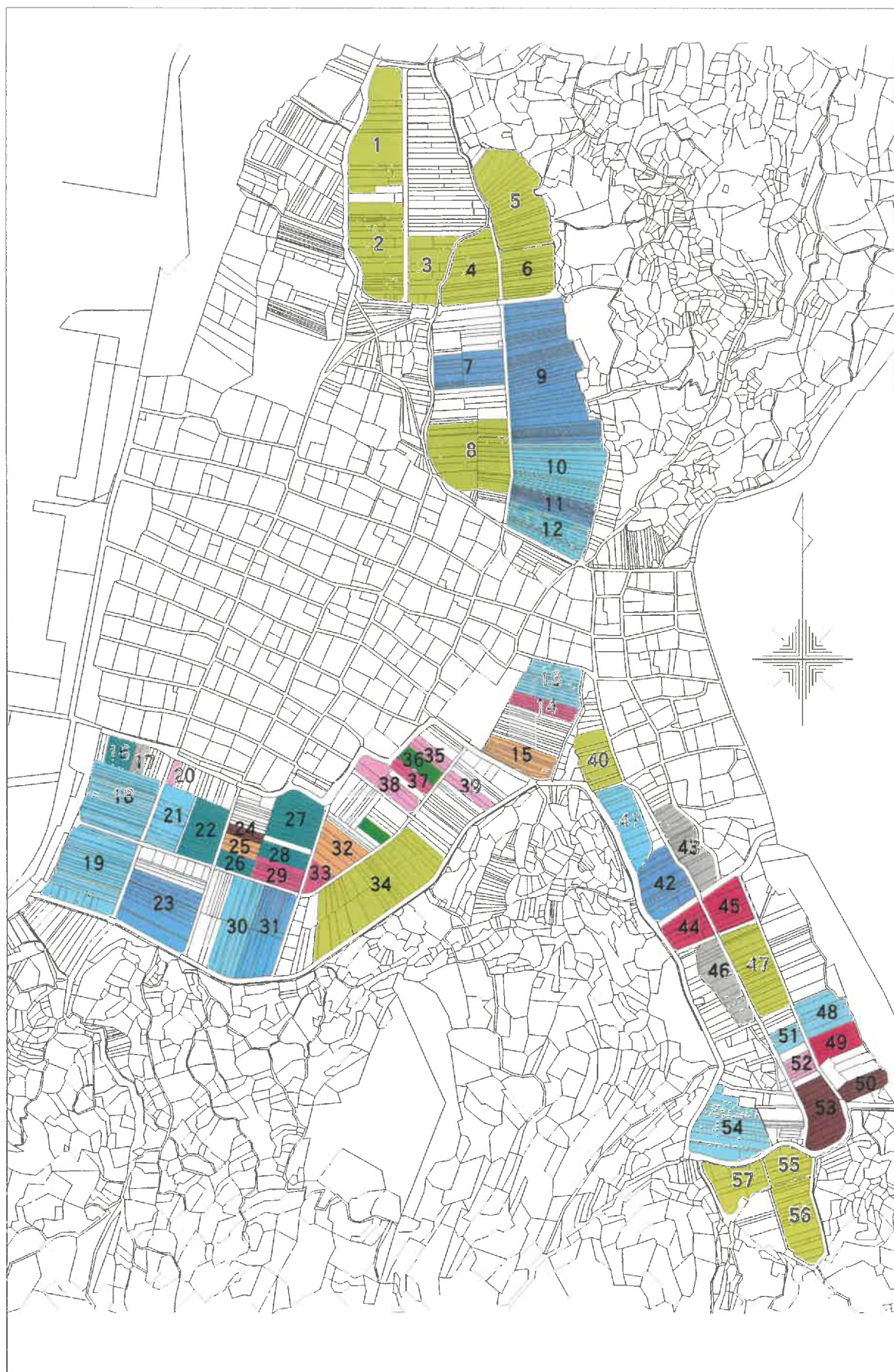
渡名喜村 目標地図 位置図



耕作者

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- 今後検討

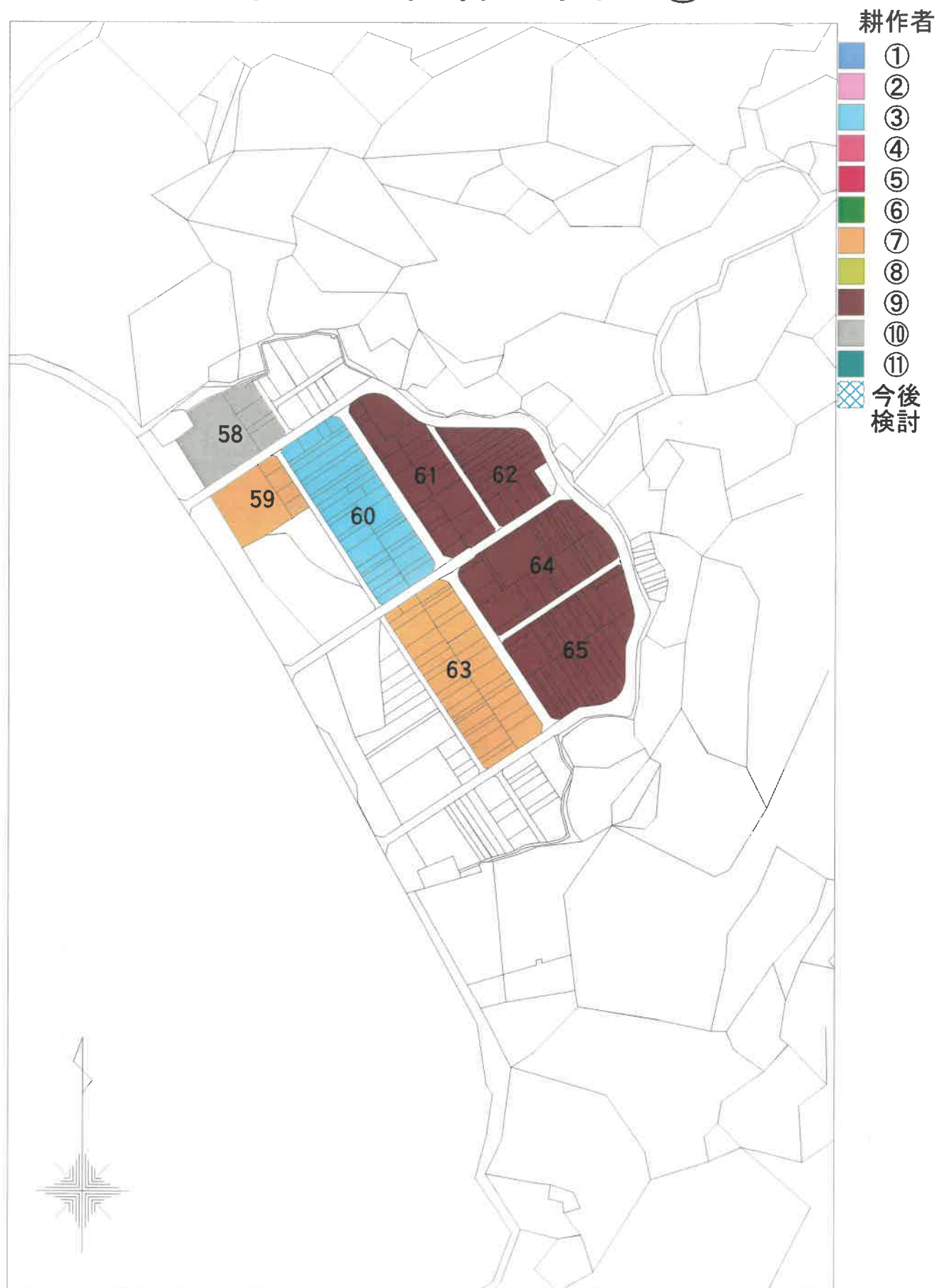
渡名喜村 目標地図 ①



耕作者

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- 今後検討

渡名喜村 目標地図 ②



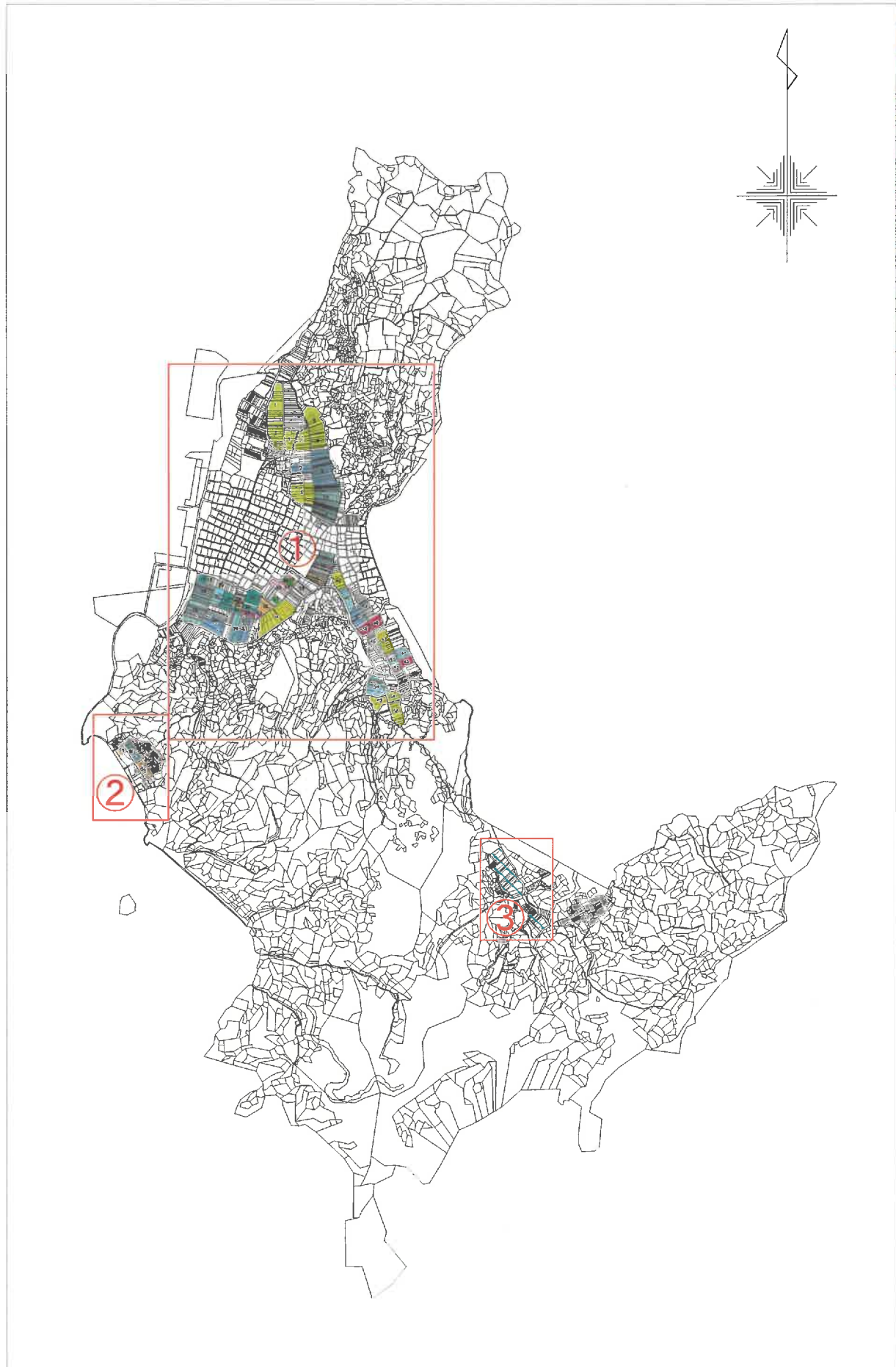
渡名喜村 目標地図 ③



耕作者

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- 今後検討

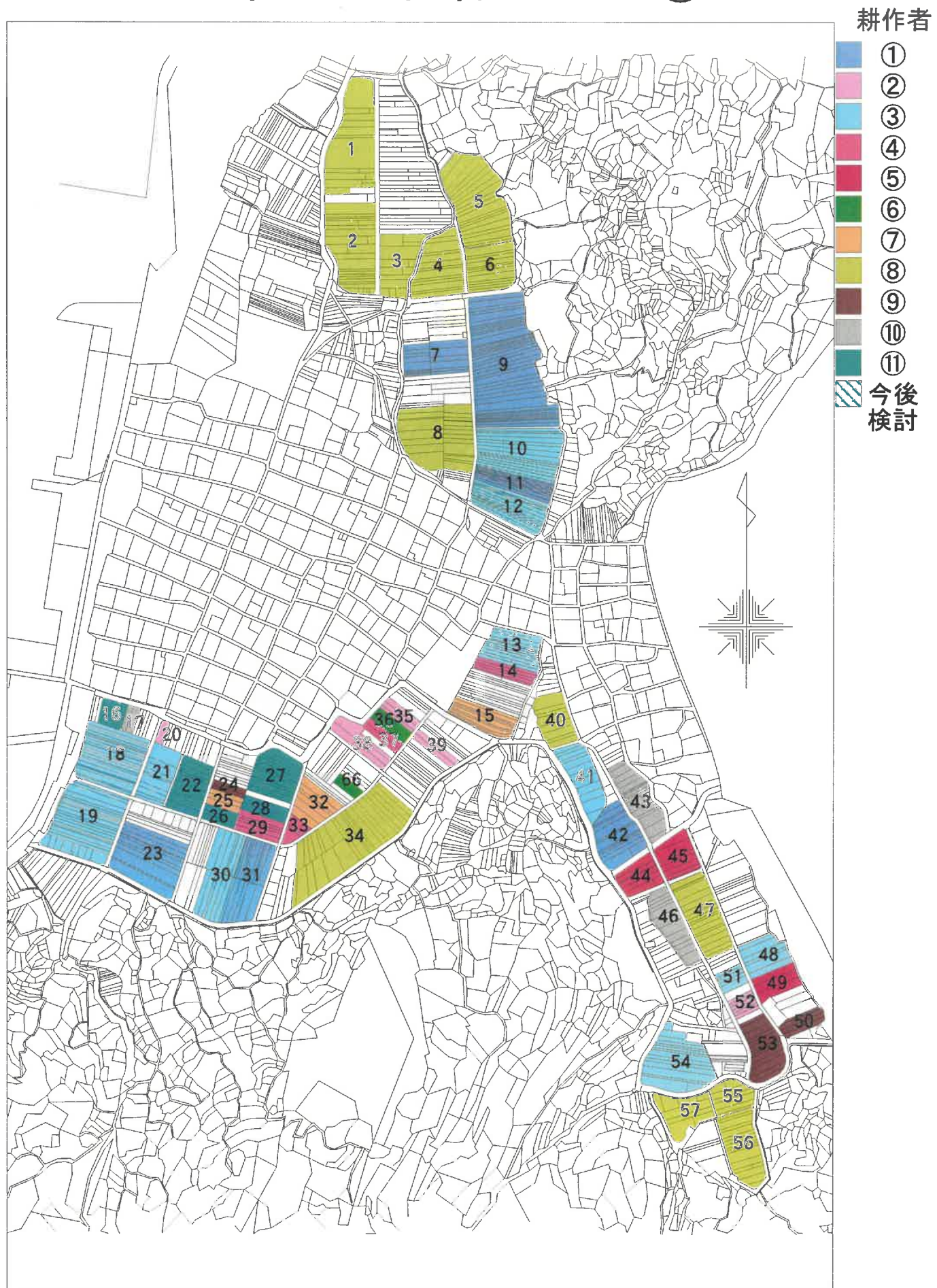
渡名喜村 目標地図 位置図



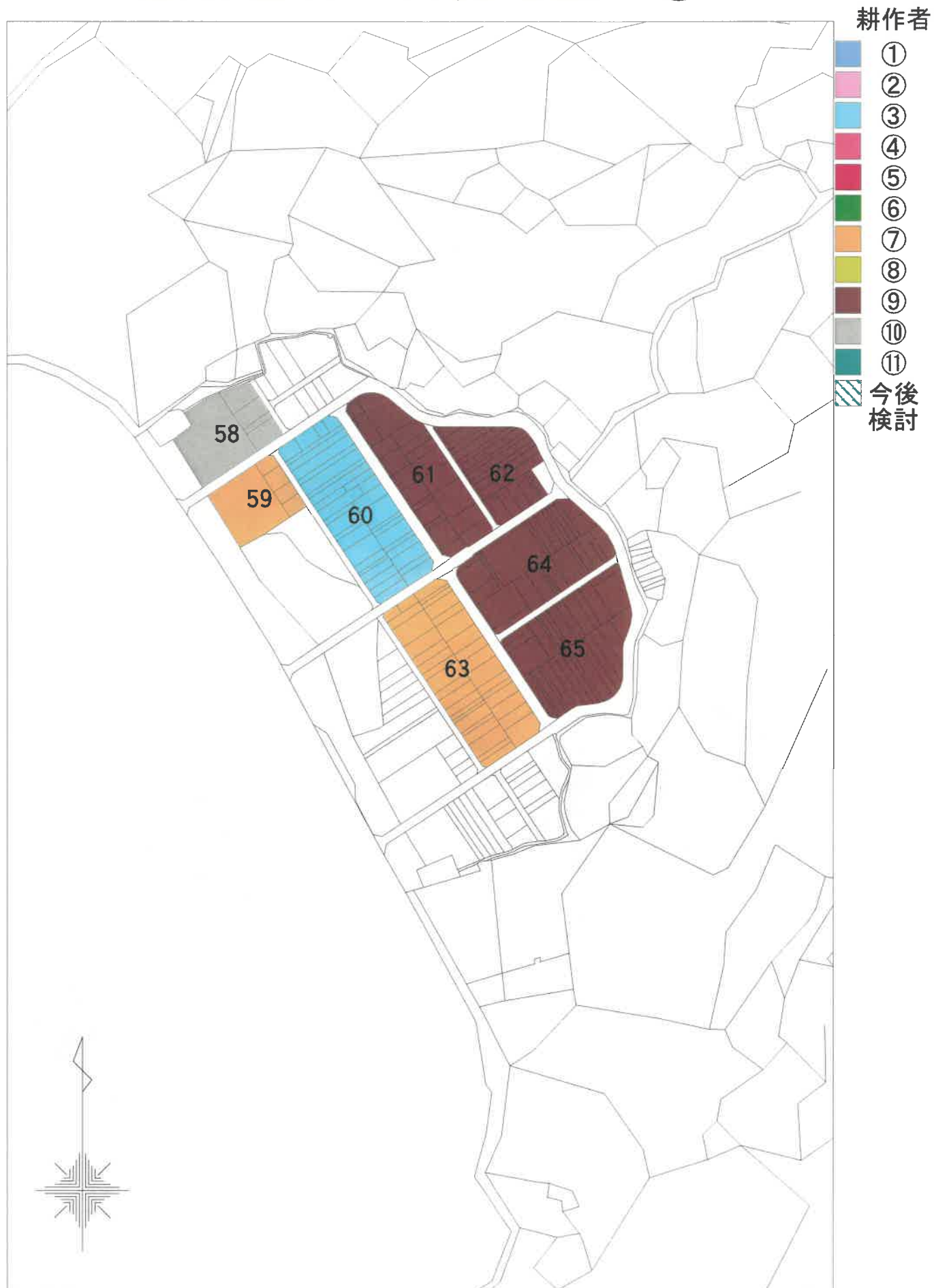
耕作者

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- 今後検討

渡名喜村 目標地図 ①



渡名喜村 目標地図 ②



渡名喜村 目標地図 ③



耕作者

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- 今後検討

